

平成23年第2回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成23年6月9日 午前10時開議

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 新井邦弘君 | 7番 | 高橋一男君 |
| 2番 | 花嶋美清雄君 | 8番 | 井原正光君 |
| 3番 | 船川京子君 | 9番 | 今井利和君 |
| 4番 | 高木博文君 | 10番 | 若泉昌寿君 |
| 5番 | 守谷貞明君 | 11番 | 白旗修君 |
| 6番 | 坂本啓次君 | 12番 | 五十嵐辰雄君 |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | |
|-----------------|-------|
| 町長 | 遠山務君 |
| 総務課長 | 飯田修君 |
| 企画財政課長 | 秋山幸男君 |
| 税務課長 | 坂本隆雄君 |
| まちづくり推進課長 | 高野光司君 |
| 住民課長 | 木村克美君 |
| 福祉課長 | 師岡昌巳君 |
| 保健福祉センター所長 | 石塚稔君 |
| 環境対策課長 | 蓮沼均君 |
| 保険年金課長兼国保診療所事務長 | 矢口功君 |
| 経済課長 | 菅田哲夫君 |
| 都市建設課長 | 飯塚正夫君 |
| 会計課長 | 鈴木弘一君 |
| 教育長 | 伊藤孝生君 |
| 学校教育課長 | 鬼沢俊一君 |
| 生涯学習課長 | 石井博美君 |
| 水道課長 | 福田茂君 |
| 教育委員会委員長 | 高田義人君 |
| 農業委員会会長 | 薄井近一君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 酒 井 賢 治 |
| 書 | 記 雑 賀 正 幸 |
| 書 | 記 飯 田 江 理 子 |

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成23年6月9日(木曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議員提出議案第4号 東日本大震災の被災者救援・被災地域復旧のための支援を求める決議について

日程第3 議員提出議案第5号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議員提出議案第4号

日程第3 議員提出議案第5号

午前10時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議員から追加議案2件が提出されましたので、ご報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

6番通告者、4番高木博文君。

[4番高木博文君登壇]

4番(高木博文君) 6番通告、4番の高木です。私は、大きくは2項目、具体的には

数点の質問を行います。

今回は一問一答方式の質疑となりますが、最初は一括質問、一括答弁でお願いし、その後は時間の許す範囲で一問一答方式でお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

まず第1は、東日本大震災の利根町の被害状況等について伺います。

まず私は、今回の東日本大震災で被災されたすべての皆様に、心からお見舞いを申し上げます。と同時に、今回の東日本大震災を機に、福祉と防災、災害に強い利根町をつくる立場から、以下の質問、具体的な今後の復興支援と防災対策について質問したいと思いません。

利根町の被害状況については、昨日の高橋議員の質問に対する町長の答弁等があり、時間の関係で住宅等の損壊件数総数と全壊、大規模半壊、半壊について、その数字をご回答願います。

また、利根町の被害状況は、県南の他の自治体に比較して家屋の一部損壊総数に対して全・半壊の比率が高いのが特徴と思われませんが、その要因はどこにあると思われませんか。私は液状化によるものと思いますが、いかがでしょうか。

また、損壊件数が当初よりかなりふえているのは、余震の関係と液状化被害の基準の見直しで5月2日ごろに行われておりますけれども、それによるものと思われませんが、その具体的な原因についてお答え願いたいと思いません。

国、県の被災者支援制度では、全壊で300万円、半壊で250万円のみで一部損壊は対象になかったわけですが、今議会には利根町災害見舞金支給の特例に関する条例が提案されています。

また、国の改定を受けてのものとは言えますが、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例も提案されており、これらは一定私の質問に対する回答にもなるかと思いますが、これらについて、その経過等についてご説明願いたいと思いません。

しかし、こうした措置がとられるとはいえ、全壊や半壊の場合、その修繕費用、あるいは再建の費用は莫大な額を必要とし、これらでまかなえるものではありません。民間金融機関を含む住宅再建の各種借入金の利子補給の支援が必要と思われませんが、そのような制度の有無についてお伺いしたいと思いません。

茨城県においても神栖市や土浦市などでは、住宅補修に補助や利子補給、保証料援助などの支援制度を新設したとの報道もありますが、今後、利根町においての対応方針を伺いたいと思いません。

大震災の被害を含む住宅の補修も対象にした住宅リフォーム助成制度の創設について質問します。

住宅リフォーム助成制度が地域経済に大きく貢献することは、従来から主張してきたところですが、今回の大震災で利根町が地震に弱いことが明確になりました。このことを受けて、耐震診断の推進や耐震補強工事も対象にした住宅リフォーム助成制度の創設が必要

と思われませんが、町長の見解を伺います。

大きな第2の質問です。利根町の水道事業は24年4月には県南水道企業団に統合されま
す。今、住民にそのことを周知しつつありますが、肝心の水道料金については、今後決定
次第周知されるとなっております。

私は町長に対して、利根町住民の利益を守るために、統合された時点で統一した料金体
系にすることを強く求めてきました。議員の中でも、住民の大多数も、統合された時点で
統一した水道料金体系は当然と思っています。このことに関して利根町の水道使用の実
態を知りたいので、以下の点でご回答いただきたいと思います。

統合後の水道使用の世帯数、基本水量10立方メートル以下使用の世帯数、口径別の世帯
数、利根町の平均使用量と使用料金は幾らか、その使用量料において現在の利根町と県南
水道企業団の料金体系による比較で、月額で幾ら利根町が高いのかを明確にしてほしいと
思います。

また、管理者間の協議がいつごろに予定されるのか、現時点で県南水道企業団の管理者
の提案はどのようなものと想定されているのかを明らかにしたいと思います。

私は、水道企業団の管理者の思惑は、利根町との統合を機に、企業団の財政を好転する
ために絶好のチャンスと位置づけ、利根町に厳しい対応を迫ると思っています。町長に頑
張っていただくことは当然ですが、議会でも意見書を上げるとか、住民署名を取り組むこ
とが必要と思っています。町長の決意を伺いたないので、これらについてのご回答をお願
いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

議長（五十嵐辰雄君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、高木議員の東日本大震災の利根町の被害状況と今後の
復興支援と防災対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、高木議員が冒頭述べられた被災後の内訳ですね。5月31日現在であります
が、全壊22棟、大規模半壊29棟、半壊45棟、それと一部損壊672棟、それと、その一部損
壊までのものについては税務課で調査した数でございます。そのほか、一部損壊334棟、
これは総務課で把握したものでございまして、これは両方重なっている、ダブっている
ところはございません。それで一部損壊が今申したとおり1,006棟、全壊から一部損壊まで
合わせますと1,102棟となっております。

それでは、1点目の利根町は全壊・半壊の比率が高いが、その要因は、また見直された
認定基準との関係があるのかとのご質問にお答えをいたします。

地震による住家被害認定の調査・判定方法につきましては、内閣府が定める災害に係る
住家の被害認定基準運用指針に基づき、調査・判定を行ったところでございます。

ただ、今回の震災では、液状化による地盤被害が、特に関東では大変多く発生いたしま

したが、これら液状化に関し、その認定基準が明確あるいは詳細に定められてなかったことから、被災家屋の救済につきニュース等でも取り上げられた次第でございます。

利根町の認定基準では、液状化がある場合の認定方法は、液状化による基礎部分の大規模な崩壊・崩落による判定はありましたが、不同沈下、すなわち基礎と柱が一体的に傾くことによる家屋傾斜に対しては、基準が定まっておりました。判定は主に家屋の傾斜割合、屋根・外壁・内壁・柱・床・基礎といった各部位別の損害割合をもとに判定することになっております。しかしながら、利根町におきましても液状化による被災家屋が多かったわけですが、当町では当初の調査判定から、家屋形成の根幹の一つである基礎部分から液状化があることは重大な損傷要件になる得ると判断し、家屋の傾斜割合、部位別判定のほか、液状化による損傷割合も基準に含め、調査・判定してきたところでございます。このため、現時点での全壊・大規模半壊等の件数は、先ほど答弁したとおりでございます。

結果的に国においても、去る5月2日付内閣府事務連絡により、液状化の被害認定基準が見直されたことに伴い、今後、他市町村においても、全壊また大規模半壊等の判定家屋がふえるものと思われま。

事実、利根町においても、おとといでございますが、大規模半壊から全壊に移行したのが6件ありまして、決裁をいたしましたところでございます。

町独自で何らかの措置を検討することはできないとのご質問にお答えいたします。

昨日も答弁いたしましたように、町としてもさまざまな支援、あるいは見舞金等の支給を実施しているところでございます。

そうした中、町としましては、新たな制度としてさらなる支援策を予定しております。本定例会に提案いたしました利根町災害見舞金支給の特例に関する条例（案）でございまして、この議会で承認をいただければ、支援制度として進めてまいりたいと考えております。

この内容でございますが、議会初日でも説明したとおり、今回の東日本大震災で住宅の一部損壊の被害に遭われた方々に、世帯主の方へ1万円を見舞金として支給するものでございます。被害に遭われた多くの町民の方々への、心よりのお見舞金と受け取っていただければと思います。

また、耐震診断や耐震補強工事の町の助成についての町の対応のご質問についてお答えをいたします。

平成22年第3回議会定例会の一般質問において、高木議員の住宅リフォームの助成制度についてのご質問に対して、町税等の減収により町の財政状況が非常に厳しい中で、予算を確保することが困難であると申し上げましたとおり、現段階においても補助の実施は考えておりません。

次に、県南水道企業団との事業統合に伴う上水道料金の統一の見通しについてをお答え

いたします。

前回の定例会の一般質問でも答弁したとおりでございますが、平成21年6月30日に県南水道企業団と利根町水道事業との間で水道事業統合に関する基本協定書が締結されました。

この協定書の第3条では、住民負担について規定しており、「甲（県南水道企業団）は、乙（利根町）の地域における住民の水道料金及びその他の負担を甲の水道事業の給水区域の住民の負担と同一にする。ただし、時期については、甲乙協議して定めた日からとする」とうたわれております。これに基づきまして、現在、一日も早く協議の場を設定していただけるように、企業長にお願いをしているところでございます。

次に、県南水道企業団と利根町との水道料金の比較でございますが、料金体系につきましては、企業団が用途別料金をとっているのに対しまして、利根町はメーターの口径別料金になっております。

基本料金につきましては、企業団では家事用が使用水量10立方メートルまでで1,470円で、営業用・団体用が使用水量20立方メートルまでで4,935円、娯楽用が使用水量10立方メートルまでで2,467円50銭、浴場営業用が使用水量50立方メートルまでで7,350円となっております。

これに対しまして利根町は、基本料金に含まれる使用水量はすべて10立方メートルまででございます。メーター口径が13ミリメートルが1,575円、20ミリメートルが2,100円、25ミリメートルが3,034円40銭、30ミリメートルが3,832円50銭、40ミリメートルが5,953円50銭、50ミリメートルが8,368円50銭で、さらに口径が大きくなるほど基本料金は高くなっております。

また、使用水量の超過料金でございますが、企業団では家事用と浴場営業用が1立方メートルにつき220円50銭、営業用と団体用と娯楽用が1立方メートルにつき378円でございます。

これに対しまして利根町は、メーター口径にかかわらず一律料金で、使用量によって高くなっていく従量料金の逡増型を採用しております。11立方メートルから20立方メートルまでが1立方メートルにつき210円、21立方メートルから30立方メートルまでが1立方メートルにつき252円、31立方メートルから50立方メートルまでが1立方メートルにつき283円50銭、51立方メートル以上が1立方メートル当たり378円になっております。

利根町の1戸当たりの1カ月の水道水の使用量は、平均で約22立方メートルになります。これをもとに水道料金を比較しますと、企業団と家事用料金が4,116円に対して、利根町は13ミリメートルの使用の場合で4,179円でありますから、63円ほど高くなります。また、20ミリメートルの使用では4,704円であり、588円ほど利根町の方が高くなっております。

また、基本料金のみで比較をいたしますと、企業団の家事用基本料金が1,470円に対し

て、利根町の13ミリメートル使用の基本料金は1,575円で、利根町の方が105円高い料金設定であり、20ミリメートル使用の場合は2,100円で、利根町の方が630円高くなっております。

次に、メーターの口径別戸数でございますが、平成23年5月請求分の実績をもとに申し上げます。

13ミリメートルの戸数が1,201戸、20ミリメートルが5,145戸、25ミリメートルが37戸、30ミリメートルが8戸、40ミリメートルが15戸、50ミリメートルが8戸、75ミリメートルが1戸で、合計6,415戸でございます。

このうち、基本料金だけの戸数は、13ミリメートルが379戸、20ミリメートルが1,130戸、25ミリメートルが11戸、30ミリメートルが1戸、40ミリメートルが4戸、50ミリメートルが1戸、合計で1,526戸でございます。

最後に、企業団との事業統合時に、水道料金も統一することについての考えでございますが、料金が統一されることによって、公共機関や事業所など、現在より高料金になるところもございます。しかしながら、町民の多くは値下げになりますので、協議の際には、事業統合と同時期に料金も統一できるよう強く要請をする所存でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 4番高木博文君。

4番（高木博文君） 2回目の質問に入ります。

最初の答弁でお願いしたかったのですけれども、管理者間の協議が大体いつごろと想定されているのか、あわせて県南水道企業団の管理者側はどういう提案をしてくると思っておられるのか、これはあくまでも想定段階でありますけれども、ぜひ今思っているところをお答えいただきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、水道課長の方からそれらの細かい経緯については答弁させますが、私の方で今対応している状況をお伝えをいたします。

取手市長、そして龍ヶ崎市長が副管理者でございまして、管理者が牛久市の池辺市長ということで、池辺市長ともいろいろな会議で出会う機会がございますので、その要請は個人的にはしております。

取手市の藤井市長に至りましては、龍ヶ崎市の中山市長も含めてですけれども、24年の4月1日統合時に料金も統合した方がいいんじゃないですかという返事はいただいておりますが、まだまだ管理者の方から明確な答えをいただけていないというのが現状でございます。

そこが、管理者となぜ正式な会合が開けないかということでございますが、それについては今まで福田水道課長が企業長に対して、何度も協議の場を持つようお願いしている経緯がございますので、福田水道課長の方から答弁をさせます。

議長（五十嵐辰雄君） 水道課長福田 茂君。

水道課長（福田 茂君） 協議の場についてですが、昨年11月20日の常陽新聞の方で報道されました件、これにつきましては企業団の議会で一般質問に企業長が答えたということで載っております。その中で企業長は、料金はすぐに統一化することはないと答えておりますので、この点につきまして事務レベルで構成しております水道事業統合協議会で、一度も利根町と協議をしていない中で、こういった答弁はなぜしたのかということで抗議しました。その後、できるだけ早く料金の統一の時期を決定していただかないと、我々としても町民への周知ができないということで要請しまして、ことしに入って2月か3月かと思うのですが、企業団の事務局の方で、所長、それから次長2名ということで企業長にお話したところ、事務レベルで統一の時期については協議しなくてよろしいと、あくまでも政治的に首長間で決定するから、だから口出しはするんじゃないというようなことで、その後、協議会の方では進めておりません。

ですから、一度も統合協議会の中ではやっていないということです。

議長（五十嵐辰雄君） 4番高木博文君。

4番（高木博文君） 一括質問、一括答弁で水道の方はちょっと漏れていたような感があったので、そっちの方が先に一問一答に入ったわけですが、今しばらくこっちの方を先にやっていただいて、あと、東日本大震災関係の問題に入っていきたいと思います。

今、いみじくも水道課長の方から、事務当局の折衝ではなくて、政治的な形で管理者同士で話しをしていくというニュアンスの指示を向こうの内部は受けているというお話があったわけですが、私が手元に持っている資料における中身からしても、当然そういうことをねらっているのではないかというのが類推されるわけです。

私の手元にある資料は、これは平成21年の後半に水道議会の議員に対して配られた中身のもので、茨城県南水道企業団と利根町水道事業との統合に関する検討という中身で、非常に気になる数字が出ておるのです。これは前回の一般質問でも使いましたけれども、この中に平成24年から32年度の利根町分利益による増収、驚くなかれ6億3,000万円を見込んでいくという数字が、向こうの中では検討されておるということなのです。1年間にして7,000万円ですね。これは9年間ずっと上程している。このことを考えるから、こんなので利根町がずっと統合後もやられるとなったら大変だという思いで、私は再三発言をしているのです。

もちろんこの年間7,000万円の増分の根拠はどこにあるのか、今、問題にしている利根町との料金体系の違いによつての増収なのか、あるいは利根町が県南水道企業団に入ることによつて、県南水道企業団が県から買っている水道量の分で利根町を埋めてくれるか、その分、助かると、そこでの一定額の増収が期待できると。あるいは利根町分について2,500立米、守谷市にその分、融通するということを県の企業庁の許可を得ているようですから、その分による利益なのか、そのいずれもの要素が絡んでいるかのように思いますが、向こうの目論見は、かなり我々が思っているより厳しい、都合のいい考え方

をしております。

そして、はっきり言っておるのです。利根町と統合になった場合について、県南水道企業団は平成32年まで赤字になることはない。今のままでいけば平成32年度に完全に赤字になる。内部留保金は11億円程度になるけれども、利根町が入れば34億円になると。そういう県南水道企業団の財政にとって、非常に利根町が入ることによって好都合だという数字が、利根町を統合させるかどうかを検討した議会の中で論議されている。それでいけばかなり厳しい姿勢で町長以下、利根町が頑張っていかなければ、いいとこどりされて、利根町の住民は割を食う、そういう思いがあるから、私は町長にもしっかり頑張っていたきたいし、場合によっては、この議会においても決議等もしかるべき時期に上げて、町長を後押しするとか、あるいは住民署名を党派で取り組むとか、何がしか利根町住民の意思をはっきりさせていくことが必要ではないか。

現在の需要体系と統合された後の場合の需要体系においての差は、私が思っているよりは少なかったと言えらると思えますけれども、いずれにしろ組織が統合されて料金体系が統一でない、こんな理屈の通らないことがあってはならないと思うのです。やはりそういう立場から、今後もしっかり頑張っていたきたいと思えますので、この点についての町長としての決意を改めて伺いたいと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

今、高木議員ご指摘のとおり、県の企業団の方ではそのような試算を出しております。ただ、利根町の料金を下げないから、それだけの金額になるということではございませんで、一つ例をとりますと、利根町の場合は県水を契約しているのは1日4,175トン、実際に今1日平均多く使うときで5,000トンちょいですので、高木議員もご存じのとおり、利根町は井戸水と県水をブレンドして大体半々に出しておりますので、契約してはおりますが、それでいきますと2,500、2,500にしまして1,675トンの水は、言い方は悪いかもしれませんが、それではいけません、むだ買いをしているということでございます。

議員から先ほどご指摘がありましたように、確かに今回の統合によりまして、守谷市の方へ水を送る分ができる。それと県南水道企業団の方でもそのような状況で余分な水を買っている。余分ということはないですけれども、非常時の場合、また夏場の暑い場合は利根町でも6,000トンを超える、昔は7,000トンを超えたときもございませぬ。そういうような状況で、最悪の水不足を防ぐためにむだな水を買っているということでございます。

そういう利根町の1日4,175トン、それと今、県南水道企業団で余分に買っている水、それと守谷市に流す分の、それをすべて足しますと大体年間6,000万円ぐらいの、はっきりした数字ではございませんが、6,000万円ぐらいが浮くであろうと、そのように推定されております。

高木議員ご指摘のような、利根町の水道水を値下げしないから、それだけの利益が出る

ということではございませんので、今私が答弁したウエートが大きいということでございます。

また、高木議員ご指摘のとおり、統合時に水道料金も県南水道企業団と一緒にするのがベターであると、私も考えておりますので、先ほども申し上げましたとおり、そのようになるように、今後、管理者牛久市長と根気強く折衝を続けていきたいと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 4番高木博文君。

4番（高木博文君） 今、町長の答弁にあったような要素が、向こうが試算した年間7,000万円、9年間で6億3,000万円という数字になっているのだというのは、私も大体そのように思います。しかし、いずれにしても、組織が統合されて料金体系が統一されないというのは、これは極めておかしなことではないか。

ちなみに、この資料の総合評価の部分にこうはっきり書いてあるのです。企業団と利根町の事業統合は、企業団財政を悪化させる要因はなく、経営改善に寄与するということをはっきり言っておりますし、私は統合時に約束したことを破れということは主張いたしません。これは一応それまでの間の利根町の内部留保金あるいは未徴収金、前回の答弁で合計で11億4,000万円という回答があったと思いますが、これはこれで提出するものは、それは約束事だからやむを得ないだろうと思いますが、住民の目から見て不自然な、理屈の通らないことは絶対許さないという決意でこれは頑張っていたきたい。最後の部分はお願いをする形で、質問を東日本大震災関係に移したいと思います。

今回の町としての対応は、かなり一生懸命やってこれらたというぐあいに評価できるだろうと思います。遅ればせながらお見舞金等の条例案の提案もありましたし、また、国が改定したとはいえ、それに伴う措置も本会議に出されているということについては、一定評価するものでありますけれども、しかし、それでは決して十分ではないという事実をもっと踏まえて、もっとほかにできる提案はないのかということで、改めて質問したいと思います。

私の手元には、6月7日付で県の方から各自治体に出した社会資本整備総合交付金の活用に関してという、情報提供みたいな形のものでありますけれども、国が国に対して県が出した要望について約91.1%の内示があったと、そして、そういう中においては住宅災害復旧事業の中身でもって使ってもいいという形のものが示されたと。これが第一次補正予算なのか、第二次はまだ出ていないわけですから、第1次補正予算関連のものだろうと思いますけれども、利根町についてはこれがどう使われようとしているのか、あるいは既にそれを想定してどういう予算になっているのかということをお聞きしたいのと、ここでは具体的な使い方としては、これは県が出した文書ですが、茨城県土木部都市局住宅課が出したものの中で、県内市町村での効果促進事業の事例としては、住生活基本計画策定、住宅情報提供、民間賃貸住宅家賃助成、民間住宅リフォーム助成、太陽光発電云々と、この

ような形で具体的に事例も挙げられておりますし、これ以前にも神栖市とか土浦市あたりでは、市が独自に一定被災された住宅等については、その改修費は、もちろん上限は10万円とか20万円とかというものがありますけれども、そういうものを設けて被災された方を応援するというをやっているわけです。

6月3日付の茨城新聞にもありますけれども、土浦市が支援制度、住宅補修に3割補助、10万円未満の場合においても一律1万円などなど、利根町の財政事情を考えると、同じようにはいけないと思いますけれども、やはりそういう面に向けても精いっぱい努力をしていただき、二次補正等が組まれる中において、県を通じて被災者を支援するような制度を、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うのですが、それらについて、まずどのようにお考えなのか、また、利根町の現状はどうかお答えいただきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） ただいまのご質問の社会資本整備総合交付金を災害関係の住宅リフォーム等に使ってもいいという通達が来ているという話ですけれども、社会資本整備総合交付金につきましては、現在、政府が補助金にかわるものとしまして新たに創設した交付金でございます。今回の災害、東日本大震災に当たりまして、各市町村で今年度の交付金の申請を各市町村ごとに事業をつくりまして、例えば下水道とか道路とかいろいろ事業を組んで、国の方に申請を出して、それで交付金としてもらって事業を執行していくという形の交付金でございます。

今回に限って災害等が発生したのものについては、その交付金を活用してもいいですよという内容の通知ではないかと思っております。そういうことでございまして、利根町についても一部交付金の該当している事業等もございしますが、それはその事業の方で活用しておりますので、今回は災害復旧の方に活用するというにはならないと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 4番高木博文君。

4番（高木博文君） 現状においても、そのうちの財政、今までの経緯からして、それはそういうふうな運びになっているんだと思いますけれども、利根町という1万7,500人前後の自治体において、冒頭報告があった東日本大震災における被災状況、各家庭においてみれば予期せぬ大変な負担を強いられる、そういう状況に至っているわけですから、ありとあらゆる知恵を出しながら対応していくというのが必要ではないか。

特に今、第一次補正が生まれ、第二次は恐らくそれに関する予算が含まれるだろうと思っております。これは決定する以前から、具体的な利根町の実態を踏まえた要望を県の方に上げていくということが、公共事業部分だけでなく、せっかく住宅の問題も含めて云々という形になっているわけですから、他自治体がやっているような、そういういい例は積極的に利用しながら利根町も取り組んでいただきたいと、今、必死になって頑張っている被災者の皆さんを後押しすると、もちろんわずか1万円の見舞金でも、私はこれはこれで行政と

しての気持ちを伝える上ではいいことだと思いますけれども、それだけでは決して十分ではないと。

ここにも5月3日付の茨城新聞ですが、神栖市が利子補給や傷病補助という形でやっております。10名の枠をこえて自治体がいる知恵を出して、自分のところで財源があるところは自分のところでやるのでしょうけれども、ないところは県や国に要請しながら、そういう取り組みをしている。これが結果的に国の予算措置と対応を変えていくことにもつながると、そのことをぜひ受けとめて、今後努力をしていきたいと。

現状はわかりましたけれども、今後どうしていくのかという、そういう気持ちを含めて町長なり、企画財政課長にお答えいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

今、国の方に茨城県町村会名で要望書を提出しようということで、昨日、その要望書の内容について、町村会の方から3点を限度としてくれということで、利根町としてはその中で東海村、福島原発の早期収束をということ、それと災害復旧の予算確保、それと何としても利根町は利根川を背負っておりますので、利根川の早期完全復旧という3点を要望したところでございますし、今後、利根町だけの要望等ではございませんで、町村会全体でスクラムを組んで要望していきたいと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 4番高木博文君。

4番（高木博文君） 町長がオーケーしても、用途が一定限られているとは思いますが、それ以前に利根町の行政で働く全職員の英知を結集して、利根町を生かすために中長期的な視野でもって、そういう対応をどのように図ったらいいのかということを中心に把握をしながら、ありとあらゆる機会をとらえて、県、国に要望していただきたいというぐあいに思います。

一応この点につきましてはそれで終わりますけれども、今お話が出ました放射能問題についても質問したいと思います。

東日本大震災は、私は地震と津波と福島第一原発の爆発が一つのセットになってというぐあいだと思いますのでお聞きしたいわけでありませぬけれども、きのう、教育長の方から学校現場における震災の対応については、前にも臨時議会の中でお話がありましたし、きのうも一部そのお話がありましたけれども、父兄、保護者の放射能汚染に対する不安というのは非常に強いものがあります。

確かにインターネットによる利根町のホームページを見れば、それはわかるわけですが、実際ホームページを見れるような条件にある父兄がどれだけおるのか、このことを考えてみた場合、実際に測定すると同時に、その中身をちゃんと住民に返していく、保護者に返していく、その方法が大事ではないだろうかと思うのです。そのことを前提にしながらお聞きするわけですが、現在、県からのモニタリング化が月2回行っている

ということ以外に、各自治体に最低1台、放射線量を測定する機械が、ある民間企業から茨城県に送呈されて、従来は県央と県北中心であったこの放射線を測定する部分が利根町にも来られて、学校を中心に活用されていると思いますけれども、その経過、どういう形で活用されているのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 高木議員のご質問にお答えします。

放射能の測定をどうしているかというようなご質問だと思うのですが、先ほど、県に関しては高木議員がおっしゃったとおり、5月から、5月11日、そして5月25日、県の方で役場の駐車場で測定しまして県のホームページに公開されております。また、利根町のホームページでも、次の日の木曜日に公開してございます。

それと、5月の23日に県の原子力安全対策課より、放射能の計測器が配布されました。それによりまして、利根町も6月1日から利根町5カ所、文小学校、布川小学校、文間小学校、利根中学校、そして生涯学習センターの5カ所で6月1日に測定してございます。そして、次の日にホームページにのせてございます。

また、パソコンを持っていない方に対しましては、その週の金曜日に区長あてに回覧を回したところでございます。

県の方は7月まででございます。

町の方は、毎週水曜日、測定しまして、ホームページに月1度、月初めに区長あて回覧を回す予定でございます。

また、土壌については、その場所、先ほどの5カ所を採取しまして、その結果は今月中には出ると思いますので、ホームページの方にのせたいと思っております。

測定した放射能の結果につきましては、随時、利根町のホームページまたは回覧でお知らせしたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 東日本大震災後の福島第一原子力発電所の事故以来、放射能汚染についての多くの被害について、報道機関で報道されているわけですが、保護者の方から大変不安をお持ちの方が多いのかなと思います。

実は先月ある保護者の方から、児童の連絡帳を通して学校の担任に、放射能に関する質問が参りました。担任、校長も返答するに当たって、実は教育委員会の意見を求めてまいりました。今まで、このようなこと、児童を通して、連絡帳を通して意見を求めてくるということは今回が初めて、我々、学校側もこういった情報に関しては大変神経を尖らせているなと思っています。

内容は、取手市では放射線量を測定して公表しているのに、利根町では測定しないのか、このようなものでございました。実は利根町の各学校においては、放射線測定機「はかるくん」という、事前に日本科学振興財団から利根町教育委員会を通して借りまして、各学

校で測定しておりました。

5月の15日、全学校で教職員を対象に文科省の資料をもとに研修をしまして、同じ「はかるくん」で測定しております。それらの中に教育委員さん方も全員入ってもらって、測定しておりました。

茨城県原子力対策課で出された数値よりわずかに高かったものの、原子力安全委員会が示した数値の3.8マイクロシーベルト、これを下回るような結果でございました。ですから、そのようなことも、この生徒に通知しております。このような個別の通知もございません。

次に、給食の安全についてですが、4月22日に利根町ホームページに給食の安全について掲載いたしました。あわせて、すべてがホームページを見るということではございませんので、各学校から配布される学校だより「いただきます」というのがございます。そこへ栄養教諭より、4月を見ますと、放射能に対する学校の安全性について、各家庭には配布してございます。

次に、各学校での発行の学校だよりもございます。その中でも県のモニタリング検査の情報や野外の目安となる3.8マイクロシーベルトを利根町では下回ると、役場でも計測するといったことを、保護者に通知しております。

また、先ほど環境対策課課長から報告があった、そのようなことも文書でもって保護者に対してお知らせしていこうと考えております。

最近では、福島で話題になったプールの問題がございます。これについても、校長会で話し合って、特に生徒に関しては安全を考え、休止を行うことにしております。プールの水質に関しては、放射能のモニタリング検査を公衆衛生検査センターに依頼したと。測定の結果、放射能が未検出、出ませんでしたので、各学校に文書で通知するとともに、昨日、学校長よりプールの実施のお知らせが届いております。

本日から布川小学校の方でプールを始めるということでございましたが、残念ながら水温が低いというので、きょうは実施されないということでございます。

ともかく現在の文部科学省からのホームページ、県教育委員会からのホームページ、利根町のホームページからさまざまな情報が提供されていますが、PTAの会合や授業参観後の学級懇談、また学校だより、給食だより、保健だより等の広報紙を通して啓発を進めていくよう、各学校長に指導してまいりたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 4番高木博文君。

4番（高木博文君） 今、教育委員会として、学校として取り組んでいることについてよくわかりました。

しかし、毎日、毎日、新聞とかテレビ等で放射線量の数値が出されておるという中で、そのような中で、どっちかというホームページ中心の説明でありました。先ほどの話では、学校現場を通じてさまざまな家庭へ連絡する、その手法等も数種類やっておられると

ということなので、これは何としても引き続きやっていただきたい。

というのは、子供を預ける保護者の立場からすれば、学校から来る活字にされた文書が一番安心できると思うのです。防災無線で流すことも必要かもしれませんが、防災無線もまた防災無線としての役割がありますけれども、子供を持つ親にとって、学校からの文書で安全だということを書いていただくことが、これはよろしいかと思しますので、ぜひともそれは続けてやっていただきたいと思ひますし、この後の防災無線の件についても次にしたいと思ひます。

今回の東日本大震災の中でもかなり防災無線が活用されて、役割は果たした部分もありますけれども、地域においては、全くはもって聞き取れないというところがあるんです。私のところもそうですけれども、これは何としても改善していただきたい。そうでなければ、せっかくあるものが生かされていない。自治体によっては、各戸に無線の窓みたいなものを置いてやっておるところもあるようですけれども、利根町の財政からすれば、それは到底無理だろうと思ひますから、せめて現在ある部分についての改修をやって、住民が安全に過ごせるように、いろいろな形を打っていただきたいというぐあいに思ひます。

なにせ今までに経験したことのないさまざまな問題に直面し、大変な状況にありますけれども、それこそ我々としても、やはり住民の安全・安心を守る立場から、行政当局が町長を先頭にしてどのように頑張るのか、住民はしっかり見ていると思うのです。一生懸命職員やっているのに、何でこんな細かいことと思われるようなこともあるかと思ひますが、ぜひ住民と同じ目線で周知をしたり、電話等の対応等はやっていただき、これらのことを今後ともより強めていただきたい。このことについて町長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 私の方から、防災無線についてですけれども、今回の定例議会の中でこの後で船川議員からも質問が出ておまして、昨日も坂本議員から防災無線についてご意見等いただきまして、防災無線が聞き取りにくいという件ですけれども、確かにそういう点は、災害時等、何本かいただいております。確かに聞き取りにくいときもあるようです。

やはり聞き取りにくいのは、音を上げればいいのか、音を下げればいいのかというのがあるんですけれども、近くの方は騒音で悩んでいる方も確かにおります。音を小さくしたりして、あと、きのう坂本議員が言われましたハウリング、エコーがきいて聞き取りにくいということで、さまざまなご意見、おしかりの電話等いただきました。

その中で、どう今の防災無線を活用していったらいいのかということで、さまざま今も検討を加えているところですが、放送の言葉の間隔の調整、エコーが終わってから次の文章に入る、ただ余り間隔が長過ぎると何をお話しているんだかわからないという状況で、さまざまな工夫をしながら放送を続けていただいております。

中には、一番は気象条件が問題だと思います。ただ、マイクの角度を変えるというものではなくて、四季折々、風の向きが変わってきますので、そこによっても変わってきます。あと、曇りの日ですと空気が下によどんでいる、ハウリングがちょっと多くなったりすることもあるかと思います。最近はかなり住宅の機密性がよくなっているということもあると思いますけれども、家の中にいて聞こえないよというご意見も伺っております。

どうしたら一番いいのかなというところで、要するに無線については今も緊急課題の中に組み入れて、どうしたらいいのかなということも検討中ですが、なるべく皆さんに聞こえるような声の間隔、または男がいい、女がいいよと、さまざまなご意見があるんですね。ですから、なるべく気象条件のいいときに流せばいいのですけれども、緊急の場合はそういうのでないので、どうしても気象条件が一番大きいのかなと考えますので、きのう、きょう考え始めたわけではないんですけれども、よその自治体では、無線で家内受信機をかけて、放送等ではない自治体もあるようですけれども、戸別にかえるには、先ほど高木議員言われましたけれども、相当の経費もかかりますので、なるべく安いように放送については心がけていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

先ほど環境対策課の蓮沼課長からも答弁ございましたように、5月の11日、県の方でこの庁舎で調べた値がありまして、測定値をとりますと0.148マイクロシーベルトパーアワーということで、それと5月の25日にはかりましたのは0.131マイクロシーベルトパーアワー、ただ県のモニタリングの場合は、大体2メートル20ぐらいのところではかりますので、その点では非常に高い値が出てしまうというようなことございまして、今回、昨日も申し上げましたとおり、利根町の5カ所、小学生については50センチは利根町だけだそうですね。中学校については1メートルが好ましいということで、環境対策課ではかったわけですが、昨日申しましたとおり、文部科学大臣が先々週の末だったと思うのですけれども、子供については1ミリ以下ですね、1ミリシーベルトパーアワーというような基準に将来的にはもっていききたいというようなことを言っていましたけれども、それを1日8時間外に出て365日、1日8時間365日いたとしまして、それを年に当てはめると0.342マイクロシーベルトということで、今、利根町の状況はそういう状況でございます。

水道水については、今でも1週間に1回検査をしておりますが、3月29日に25ペクレルパーリットルということで、3月30日からはセシウム、ヨウ素ともに未検出ということで、今も安全な水を供給しているところでございますし、土壌についても5カ所調査をして、その結果は、今月じゅうには住民にお知らせしたいと思っております。

また、大気中の放射線量については毎週水曜日に5カ所ではかりまして、それも木曜日にはホームページ等で流していただいております。

また、ホームページ等々、高齢者の方等は使用しない人もおりますので、そういう方た

ちには先ほど蓮沼環境対策課長が言ったように、回覧を回して周知をしていきたいと思っております。

また、プールについては、雨の降るたびに、わざわざバケツに水を張りまして、雨の降った後に、わざわざというか、最悪の条件のところではあったんでありますが、先週セシウム、ヨウ素は未検出ということでございます。

福島原発がどうなるかわかりませんので、今後、今の体制を福島原発が収束するまで続けていきたい、それで住民が安心していただくように公表していきたい、そのように考えております。

議員の皆様方にも、どうかご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 07 分休憩

午前 11 時 20 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7 番通告者、2 番花嶋美清雄君。

〔 2 番花嶋美清雄君登壇 〕

2 番（花嶋美清雄君） 皆さんこんにちは。7 番通告、2 番花嶋美清雄です。まず、この議場に上がり、利根町の皆様のために働けることを感謝しています。ありがとうございました。私は目の前の問題からあせらずやっていきたいと思えます。よろしく願います。

3 月 11 日の東北地方太平洋沖大地震により被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

役場の職員の皆様も、不眠不休の作業と、商工会精工組合岡野組合長を初め、工事関係者の皆様の迅速な対応でライフラインの早期の復旧、家屋、屋根の応急措置作業や危険箇所の撤去や修理ができたことも、町民の皆さんは感謝していると思えます。ありがとうございました。お疲れさまでした。それでは、一般質問に移ります。

1、放射性物質の数値について。

地震及び原発事故に伴う農地、農産物等の被害状況について、放射性セシウムや放射性ヨウ素の暫定規制値や粗飼料中の暫定許容値、農地、野菜・家木・草花等の花芽や花粉の放射性物質の数値は計測しているのか。日時と場所を教えてください。そしてその数値はどのように変動しているかお伺いします。

2、立木地区における道路冠水について。

町道 1237 号、（写真を示しながら）写真を撮ってきたものがあるんですけども、町道 1237 号、1238 号線において、何年も前から少し強い雨が降ると道路が冠水してしまい、生

活に困っている状況です。暗渠工事を行っても冠水になってしまいます。梅雨時期に入り大変な状況にあります。今後U字溝などの改善計画はあるのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 花嶋美清雄君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、花嶋議員のご質問にお答えをいたします。

まず、放射性セシウムや放射性ヨウ素の暫定規制値でございますが、まず、原子力安全委員会より示された暫定規制値は、放射性ヨウ素では飲料水、牛乳、乳製品が300ベクレルパーキログラム、野菜類（根菜、芋類を除く）は2,000ベクレルパーキログラム、そして、放射性セシウムは飲料水、牛乳、乳製品が200ベクレルパーキログラム、野菜類、穀類、肉、卵、魚、そのほかにつきましては、500ベクレルパーキログラムとなっております。

また、粗飼料中の暫定許容値でございますが、農林水産省から、原子力発電事故を踏まえた粗飼料（牧草等）中の放射性物質の暫定許容値については、乳牛用については放射性セシウムが300ベクレルパーキログラム、それと放射性ヨウ素は70ベクレルパーキログラム、肉牛については放射性セシウムが300ベクレルパーキログラム、そのほかの牛などは放射性セシウムが5,000ベクレルパーキログラムを目安とするよう発表がありました。

農地、野菜、家木、草花等の花の芽や花粉の放射性物質の数値は計測しているのか、日時と場所を教えてくださいということでございますが、その数値はどう変動しているのか。

農地については、農林水産省が土壌分析を行いました。平成23年4月8日茨城県農林水産部より示された県内農用地の土壌調査結果についての通知では、県内18地点の結果が示されておりますが、利根町は入ってございません。

近隣では、龍ヶ崎市の水田が放射性セシウムが496ベクレルパーキログラム乾土、稲敷市の水田が484ベクレルパーキログラム乾土となっております。これ以降、調査は行われておりません。

野菜につきましては茨城県が検査を実施しております。利根町は5月1日にイチゴを検査していただきました。結果は、放射性ヨウ素が未検出、放射性セシウムが7ベクレルパーキログラムとなっております。5月31日現在、これ以外の町内の野菜、花木、草花等の花の芽や花粉についての検査は実施されてございません。

ただ、直近の県からの検査結果では、茨城県の主な野菜はすべて基準値以下だということで、出荷停止の自粛もされてございません。

今、自粛という形をとっているのは、茶葉がとられております。茶葉と、きょうの朝の連絡では牧草、これが基準値を超えるという報告を受けておりますが、それ以外のものについては基準値を、食べても安全な数値であるということでございます。

立木地区における道路冠水についてのご質問でございますが、1237号、1238号について、

これは円明寺の北側と、それに通じる道だと思うのですが、今後U字溝などの改善計画はあるのかとのご質問でございますが、この地区における雨水排水施設の改修計画は、現在のところはございません。

以前、この地区に雨水排水施設を設置してございますが、土砂や落ち葉等により排水機能を阻害している状況にありますので、側溝にたまっている土砂等の撤去をして排水機能の回復を図りたいと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 今後、利根町では農地、田んぼや畑の土壌分析検査は行うのでしょうか。よろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答えいたします。

今、町長の方からも答弁したとおり、今まで県の方で検査を行ってまいっております。

また、公式な採取と公式な検査ということで、また、その辺のことで今後も、これにつきましては、秋になりますと玄米を検査していくという予定でございます。

また、野菜等もいろいろ県内で検査しておりまして、現時点で、先ほど町長のお話のとおり、安全であるということでございますので、今、町として検査を独自にするということは、現在考えてございません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 町としてはやらないということですが、龍ヶ崎市ってかなり広いと思うのです。稲敷市も広いと思うのです。その中で龍ヶ崎市が496、稲敷市が484という数が出ましたけれども、これいろいろ、放射能というのはその場所によって出るか出ないかというのがあるんですよ。

利根町でも震災からかなりたっていますので、やっていただかないと農業の人はかなり不安で、それを食べる消費者の方もかなり不安なのです。今すぐにでもやっていただきたいと思います。いかがですか。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） 議員ご指摘のような検査をやってはどうかということですが、こちらにつきましては、公式な検査というお答えを申し上げましたけれども、この間、イチゴを利根町でも実際やりましたけれども、そういうやり方ですが、独自ではございませんで、県からまずお話がございまして、その後、実際採取するのは第三者の普及センターとJAさん、正式にそれを持っていきまして県の検査でやるということ、第三者がやるということでございますので、そういうやり方を県でも今後していくと思いますので、町としては今のところ検査をしていくという予定はございません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 町ではということなのですが、それは、県とかにも要望

はしているということなのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） 野菜とか米といいますと、時期がございまして、今のところ要望はしてございません。ただ、議員ご指摘のとおり、心配だということもございまして、今後、県との話の中でそれがどうなるのかということは、今後聞いてみたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 稲作ですけれども、秋にお米がとれると思いますけれども、その過程ではどういう検査を経済課の方では、県の方でやるということはあるんですか。お米になった状況というか、その過程ですね、よろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） 先ほど申し上げた米の方、町長の答弁の中でもございましたが、土壌中の放射性セシウムが、米、玄米の放射性セシウムの一定の指標が国から出ておまして、それが0.1ということございます。

この0.1ということでございますので、前に県の方の国から来た資料が来ておまして、そちらを見ますと、収穫時に米の分析を行って、今度は暫定規制値、食べるものですから、暫定規制値を超えるかどうかの検査をそこでしていくということございまして、そこがポイントかなと思っております。

そのような流れでございますので、途中での検査というのは、現在のところ考えておりません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） わかりました。

水道水は検査していると思うのですけれども、農業用水についての検査は行っておりますか、お伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） お答え申し上げます。

検査は行ってございません。

近隣でもそのような検査を行ったというのは聞いてございません。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） これから農業用水を検査するということはやるのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） そうですね、科学的にどうなのかちょっと、きょう始めたばかりというか、そのようなご質問をいただいたのは初めてでございまして、どんなふうに考えたらいいか、今後考えていきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 今後考えていただきたいと思います。

町長の答弁で、花の芽、花粉の方も検査していないということで、利根町でも両方やっている、私もやっているのですけれども、今後花粉とか花芽の検査というのは、これから県の方とか、利根町独自でやっていただけるのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） お答え申し上げます。

花粉ということですが、いろいろな野菜の検査等、出荷する時期に県でやっていただきまして正式に発表というか、何でもないのでないのでしょうか、ハウレンソウなど一部ありましたので、それも出荷制限ができて、この間、それが解除されたという状況でございます。

花粉についてどうかということで、先ほどの県とのお話の中で聞いていってみたいなと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） わかりました。

秋の米の収穫について、放射性セシウムとか暫定基準を上回るような場合、補償はしてもらえるのでしょうか。県の方にはどういうお話になっているかちょっと聞きたいのですけれども。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それは、もし放射線による農産物などに被害等があった場合には、今度是对応するための協議会を関係団体と町とでつくりましたので、その中で協議をして東京電力の方に請求をする形になっております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） わかりました。

2番の質問についてです。今、写真を見て（写真を示しながら）、4月19日の朝6時に撮った写真なのですけれども、今こういう状況の冠水です。きょうも行ってきましたけれども、これからU字溝などの計画はないということなのですけれども、この暗渠排水ですか、これをちょっと清掃するという点に関してはいかがですか、改善策としては、よろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 今の写真はどこの写真ですか。

2番（花嶋美清雄君） 立木の……。

都市建設課長（飯塚正夫君） 裏側ですか。

2番（花嶋美清雄君） はい。

都市建設課長（飯塚正夫君） ちょっと大きめのグレーチングがかかった柵みたいなものだと思うのですが、道路に一つと、そのわきの入り口に一つ設置してありまして、それを

見たところ、浸透櫛で対応していたということだそうです。

それで、現在見に行ったところ、先ほども町長から話が出ましたように、中に土砂等がたまっていて、すぐたまるような状況で、それをすぐ掃除するということが指導はしてあります。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） はい、わかりました。早急に清掃していただき、生活道路になっているため住民の方は非常に困っているので、なるべく早く清掃して冠水をなくしていただきたいと思います。

通告にはないのですが、きょう朝、ちょっと自分の集落をぐるっと回ってきまして、立崎の坂本さん宅前にある防災無線ですか、かなり傾いているのですが、それは修繕とかはするのでしょうか、お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それではお答え申し上げます。

立崎の防災無線、私も確認しております。町内に53基の防災無線がありますけれども、立崎の1基が傾いてございまして、それを今県の方へ支援策ということで補助事業を入れたいということで申請をしている途中でございまして、県の支援なくして町単独でやるのか、国県の補助を使えるのか、できれば国県の補助金を使って整備をしたいということで、安全性については業者に確認しましたが、今のままで特段というか、危険性は特に、必要でしょうけれどもというお答えをいただいておりますので、県に今申請中ですので、その判断が出てき次第、改修修繕はしていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） それは多分お金の問題だと思っておりますけれども、今斜めに倒れている状況で、もちろんまた地震があると倒れそうなんですけれども、それをとりあえず真っすぐ直すという、お金の問題は後で処理していただければいいと思っておりますけれども、早急にやっていただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 戻りまして、協議検討したいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 先ほど「部落」と発言しましたのですが、先ほど「集落」に訂正をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で花嶋美清雄君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 11時44分休憩

午後 1時00分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告者、3番船川京子さん。

〔3番船川京子君登壇〕

3番（船川京子君） 8番通告、3番船川京子です。それでは、通告に従いまして、初めての一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、安心・安全のまちづくりについてお伺いいたします。

去る3月11日の東日本大震災では、東北地方を初め、未曾有の被害をもたらした被災された皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

当町でもご存じのとおり、甚大な住宅被害が出ております。いまだ余震が続く中、住民の皆様への不安はさめやらない状況です。ここ30年以内に再び大震災が起こるとの報道もされている中、今後、当町におきましても、災害に強いまちづくりを目指すべきと考えます。そこで、安心・安全のまちづくりとして以下の2点についてお伺いいたします。

町内全域に防災無線放送の屋外スピーカーを設置していますが、さまざまな条件によって聞こえ方に大きな差があり、災害緊急時の町民への情報伝達に地域格差が生じているのが現状です。特に高齢者の方々にとっては深刻な問題です。さきの大震災の折にも、頻りに流された緊急放送も十分に聞き取れず、不安を感じた住民の声が多く聞かれました。

また、防災無線（室内用受信機）を全世帯への取り付けのご要望もあり、せめて高齢者の方々に防災放送が届けられるようにするべきだと考えます。

さらに、町で指示されている避難場所について、避難経路や避難場所自体の安全性に疑問の声が聞かれます。そこで、安心・安全のまちづくりにおける当町の今後の取り組みをお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 船川京子さんの質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、船川議員の安心・安全のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

最初に、防災無線の聞こえ方につきまして申し上げますが、先ほど高木議員の方からの質問で、飯田総務課長が答弁したものと重なりますが、ご容赦のほどよろしくお願いいたします。

屋外スピーカーの設置場所、設置場所付近の地形、また放送時の気象条件、家屋の気密性の構造など、さまざまな要因により聞き取りにくい場所が発生することがあります。

音は、スピーカーから遠くへ行くと小さくなり、近くでは大きくなります。屋外スピーカー近くの世帯では、過剰音量となる場合があり、騒音被害の原因となります。こうしたことから、単にスピーカーの向きを変えたり、音量を上げれば解決できる問題ではないと考えております。

町では対策として、放送内容の語間をあけてゆっくり話し、遠方にある屋外スピーカー

との声が重なり聞き取りにくくなるのを防ぐため、放送区域を時間差で切りかえて放送するなど、対応策を講じているところでございます。

高齢者宅への防災無線個別受信機設置のご質問についてでございますが、現在、その計画はございません。

災害が発生したときに、高齢者を含めた住民の被害拡大を防ぐには、公助だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられます。自分の身を自分自身が守るとともに、地域や近隣の人々が集まり、互いに協力し合いながら防災活動に取り組んでいただきたいと望んでおります。

次に、避難所の指定でございますが、災害対策基本法において国の定める防災基本計画に基づき、町が地域防災計画を作成し、その中で避難所を指定するとなっております。現在、町内には15カ所を避難所として指定しております。

避難経路及び避難場所の安全とのご質問でございますが、今回の災害を検証し、利根町地域防災計画の再検討を行い、その中で避難所のあり方を示したいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 防災無線についてお尋ねします。

現在の防災無線は設置して何年ぐらいになりますか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 今現在使用している防災無線、去年役場基地局を除きまして53基ほど設置されましたけれども、17年経過してございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） その防災無線は途中で、防災無線の設置場所の移動とか、または増設したこととかはありますか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 過去に、移設ですけれども、3カ所ございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） それはどこですか。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 場所ですけれども、1点目が東奥山新田、それから、三番割、それから、もえぎ野台の3カ所でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。

いろいろな状況の中でなかなか届きにくいのが現実かと思えます。今、町長にご答弁いただきましたように、1人でも多くの、否、1人も残らず、これからの未曾有の災害が今後先どうなるかわかりませんし、また、高齢化が進むこの利根町の現状も含めて、ぜひ唯一の大切な連絡網である防災無線が届けられますように、よろしく願いいたします。

続きまして、二つ目の質問に移らせていただきます。

放課後児童クラブの充実について。

放課後対策の一つである放課後児童クラブは、ご承知のとおり、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、とも働きやひとり親の仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成対策として重要な役割を担っており、保護者からは大変に喜ばれる事業であります。

当町では、現在、放課後児童クラブは、1年生から3年生までの児童を対象に行われていますが、中学年の4年生、高学年の5、6年生まで受け入れてほしいとの要望が前々から多数寄せられていると思います。四季の丘、もえぎ野台と子育て世代のとも働き家庭がふえ、その声はますます大きくなっています。

仕事と子育ての両立と子供たちの安心・安全を願い、高学年まで児童を預かってほしいとの切実な声に対し、現在の町の取り組みと今後の方向性、学校の取り組みをお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

中高学年の児童クラブの受け入れについて、現在の町の取り組みと今後の方向性、そして学校の取り組みについてとのご質問にお答えをいたします。

児童クラブ事業につきましては、保護者が就労等により昼間留守家庭となる、原則として小学校1年生から3年生までの児童を対象に、学校の教室をお借りして授業の終了後に適切な生活の場を与えることにより、児童の健全育成を図っているところでございます。

議員ご指摘のとおり、とも働き家庭やひとり親家庭の増加に加え、子供たちが地域で生活していく上での不安の高まりから、子供が放課後に安心して過ごせる居場所の確保のため、利用される方は年々増加する傾向にございます。

現在、児童クラブは管内すべての小学校で実施しており、それぞれ学校の空き教室等を利用し運営しております。

布川小学校は家庭科室、文小学校はいちようルーム（ランチルーム）、それと文間小学校は多目的室の一部をお借りして実施しております。なお、保護者へのアンケートをもとに、今年度から年末年始及び夏のお盆休み時期について、合わせて4日の開級日を増設したところでございます。

小学校4年生以上の児童クラブの受け入れということでございますが、各クラブの利用者数と、利用する教室の活動スペース等を考慮する必要がありますので、国で示されておりますガイドラインをもとに、保護者や児童クラブ指導員、学校の先生方の意見も取り入れながら、中高学年の児童受け入れが可能なクラブにおきましては、受け入れる方向で検討したいと考えております。

原則として、今後とも既存の学校施設を有効に活用し、各児童クラブの運営をしていき

たいと考えておりますので、保護者からのご要望を取り入れながら、とも稼ぎ家庭の子育て支援施策として、安心して利用しやすい環境づくりを今後とも進めていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、町長から前向きに検討するというお答えをいただき、ありがとうございます。

今回質問をさせていただくに当たり、私も三つの小学校に行って、それぞれの児童クラブの指導員の方ともお話をしてまいりました。また、お迎えに来た保護者の方ともお話をしてまいりました。

そして、そこで見守り保育を受けている子供たちとも、声をかけ、長期の夏休み、また長期休みである冬休み、この児童クラブに通いたいかどうかと声をかけてみました。そうしたら、ぜひ来たい、また3年生の女子児童に声をかけたところ、4年生になっても、5年生になっても、6年生になっても、この児童クラブに通いたい、そんな返事が返ってまいりました。

長期休みでありますこの猛暑の続く夏休み、また日没の早い冬休み、親御さんは、4年生以上のお子さんを1人残していくのは不安だと思います。そこで、前向きに取り組んでいただけるというお答えをいただき、大きな期待で私も今、胸がいっぱいになったところでございますが、この実現に向けて前へ進むには、学校のご協力が不可欠な問題になってくるかと思えます。そこで、場所を提供していただき、またいろいろな面でお力添えをいただく学校のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） この学童クラブは、先ほどから申し上げているとおり、厚生労働省の放課後児童健全育成事業ということで、議員ご指摘のとおり、とも働きの家庭、留守家庭によっておおむね10歳未満の児童に対して放課後に適切な遊びや生活を行う場を与え、児童の健全育成とかという形で、一部の保護者にとっては、本当に必要なことはわかります。学校としても、福祉課と連携を図り、協力していくことが必要と考えております。一部文間小学校の方で、少し狭いのではないかというようなご指摘を最近聞いたものから、早速見てまいりました。

実はあの部屋は多目的室、二つの教室を会議室に使っていると、その真ん中を区切ったものでございます。広さについては、実は児童クラブに必要な広さというのは、1人1.67平方メートルと聞いております。30人として50平方メートルが必要だということで、現在、そういうことでちょっと調べてみましたところ、文間小学校では約多目的ホールが161平方メートルありますので、半分に区切ったら80平方メートル。布川小学校の家庭科室は130平方メートル、文間小学校、文小学校のいちょうルームは148平方メートルになっておりますので、それで広さは確保できているのかなと思っております。

文小学校では、現在1号館の多目的ホール、いちょうルームですね、それから、図書室を利用して、学童クラブと放課後子ども教室を実施しておるわけですが、来年度は2年間の耐震補強が完了すれば、そちらの方で広く実施できるかなと思っております。

今月中に今回の震災の災害復旧、そういったものをあわせて来年度には間に合わせたいなと思っております。

ただ、問題がないわけではありません。

文間小学校は、平成20年度東文間小学校と統合して適正児童配置になっているわけです。東文間小学校の児童の減少によりまして、複式学級が多数できてしまうということで実は文間小学校と統合したわけです。そういう、今までなかった文間小学校の4年生が2学級という結果になって、適正児童に近づいてきたなと言えます。

しかも、特別支援学級も進出しようというふうな希望も、親の方からもあるし、また、学校の方からも、そのような方向に進めていこうということで、特別支援学級の方も進めてまいりました。

県に対して強い要望をして、設立までもう少しのところまで持っていったのですが、保護者の希望によって残念ながら今年度は設置できませんでした。

なお、さらに、今年度から国の施策である30人学級が始まりました。ちょうど1年生が36人となりまして、これが2学級となりました。来年度、まだはっきり国の方の基準も決まったわけではございませんが、今年と同じようにいくと、来年度も35人学級1年生となるとまた1教室ふえるのかなと思われます。現在の児童数は、来年度入学してくるだろう児童数が、現在32名です。ちょうど今の1年生が来年同じであったように、ひょっとしたら36人にふえるのかなと思います。36人になりますと2教室できますので、そうすると大変教室が不足するような事態が生じます。

県にも問い合わせて、36人1教室でできないかということも話し合っているのですが、これは1教室でもいいということもあるのですが、ただ親の方にとってみれば、36人でなぜ35人学級で2クラスにしないんだというような、その理由として、学童クラブのためには言えませんので、そこら辺が非常に辛いところかなと思っております。ただ、とりあえずそういった希望を持って進めていくことが必要なのかなと思います。

特に遊び場については、学校の校庭が遊び場となります。学童クラブの指導員の方が安全に指導していますので、そのときに学校の決まりというのもございます。学童ですから、特別についているわけではございませんので、その学校の決まりは同じように守るように、指導員の方をお願いしているところです。

また、保護者から、学級担任の職員を通して指導員に連絡するようになっております。そのようなことで、福祉課と連携をとって協力していくということは、これは福祉課長などとも話し合っておりますので、今後そのように進めていきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。

現実はその場所の問題、空き教室の問題、また指導の問題、改善すべき点、また抱える課題たくさんあると思います。ただ、この働くお母さんたちだけをターゲットに絞るわけではありませんが、確かに現在子供の抱えている問題が複雑多様にわたってきているのが現実だと思います。その中でどう工夫をしていただき、どうこの働くお母さんたちのために、またお留守番をする子供たちのためにどこまで応援できるかなって思います。ぜひこれは前向きに進む方向にお取り組みいただきたいと思います。

それでは、3番目の子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成についての質問に移ります。

近年、女性特有のがんである子宮がんの発症率は大変高くなっております。中でもウイルスで感染する子宮頸がんは、20代から30代の若い女性がかかりやすく、死亡率の高いがんではありますが、唯一予防できる疾病であります。一つには検診、二つ目に予防ワクチンの接種、これを行うことによってほぼ100%予防できるがんであります、と通告しておりますが、これを行うことによってほぼ100%予防及び治癒が可能ながんでありますと訂正させていただきます。

外国では、子供のうちから予防ワクチンを接種し、子宮頸がんの発症率は激減しております。日本では平成21年10月にワクチンが認可され、当町でも国の施策に従い公費で助成されることになりました。

平成22年度の小学校6年生から高校1年生までの約300人の女子児童生徒たちが、平成23年2月から平成24年3月まで、約4万8,000円の子宮頸がん予防ワクチン接種料に対し、国が45%、町が45%、個人が10%と個人負担は1回につき1,600円、これを3回約4,800円で接種することができ、多くのご家庭から喜びの声が届いております。

しかし、平成24年4月以降の国の方向性が定まらず、公費負担額も決まっておりません。平成23年5月現在で、小学校6年生から下の学年の女子児童数は60人前後が数年続きます。来年度から毎年中学校1年生になる約60人ずつの女子生徒たちが、子宮頸がん予防ワクチンを接種すると、4万8,000円という大きな負担が家計に強いられることとなります。

命を守り、唯一がんを防げるこのすばらしいワクチンを、県下一の子育て支援の町利根町で、来年度以降、ぜひ全額公費での実施を強く望むところでありますが、今後の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成ということでございますが、平成24年4月以降の具体的な取り組みについてでございますが、国の助成事業として継続されない場合は、町単独の任意予防接種と同様の取り扱いとなります。

したがって、今後、国等の助成がなくなれば、町の予防接種促進策として、おおむね半額程度を助成する方針であり、あくまで任意接種であるという考え方から、全額助成

をする考えは、今のところはございません。

ただ、非常に残念なことに、平成22年度助成券の送付件数67件、それで実際に接種を受けた方が平成22年1回目15人、22.4%ということで、かなり接種率が低いというのは残念ではありますが、続きまして、2回目を22年度に受けた人が3人、平成22年の3回目はゼロ人、平成23年の1回目がゼロ人、それと平成23年度に2回目を受けた人が8人ということで非常に接種率が低いというのは大変残念に思っております。これは今井議員、前の高木副議長も、事あるごとにいろいろなスピーチをやられたときに、いろいろな場所へ行って大変なPRをしていただいたわけですが、私もPRはしたのでございますが、このような接種率ということで、この接種率を上げていくのが当面の課題であると、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、接種率のお話がありましたが、確かにこの数字を見ると大変低い数字だなと思います。ただ、子宮頸がんワクチン自体の供給が間に合わなかった、そんなこともありまして、低い数字が出ているのかなと思う部分もあります。

そこでですけれども、この利根町で毎年、今回のこの国の施策にあわせて当町でも実施していただいた予防ワクチンについては、現在の中学校1年生から高校1年生までが対象になっているかと思えます。来年度からは、大体60人ぐらいずつの小学校6年生の女子児童がおります。その60人の中の何人ぐらいが接種するかはわかりませんが、この児童から生徒に進学する時期というのは、家庭でも学生服をそろえたり、学習用品も変わり、また、学校での部活動の用具をそろえる、そんな時期でありますので、家計に大きな負担がかかる時期でもあります。

私の友人のお嬢さんが何人か、ぜひ受けさせたいけれども、金額が高い、高くてもとてじゃないけれども、受けさせてあげたいけれども悩んでしまう、そんな声が多く耳にしております。昨年までが1回につき1,600円で、4,800円で受けることができました。このすばらしい子宮頸がんワクチンを、せめて進級から進学されるこのたった60人、9割受けても8割受けても50人ぐらいの児童数になります。何とか今までどおりのせめて1割負担、そんな方向のお考えはないでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほども申し上げましたとおり、あくまでも任意接種であるという基本的考えから、全額助成をする考えはございませんが、国の方の方向性が決まっておりますので、方向性が国の方も決まると町の方も、全額とはいきませんが、それなり対応をしていきたいと思っておりますし、先ほども申し上げましたとおり、保護者の皆様のご理解をいただくことが接種率向上につながると思っておりますので、いろいろな面で保護者の皆様のご理解をいただくよう努力してまいりたい、そのように思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） ありがとうございます。それでは、以上で私の初めての一般質問を終わらせていただきます。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で船川京子さんの質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時45分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告者、8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） 皆さんこんにちは。久しぶりにこの議場へ戻ってまいりました。また皆様方とともに、この利根町をよくしたい、一生懸命やりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。それでは、質問に入ります。

3月11日に発生いたしました大災害によりまして、被害を受けられました皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、いまだ自宅に戻れず避難生活を送られている大勢の方々が、一日も早くもとの生活に戻るよう願わずにはおられません。

利根町におきましても大きな被害を受けました。液状化現象、宅地の沈下、陥没、そして家屋の全壊、半壊など、これまでの穏やかな日常生活が一変してしまいました。目に見えない放射能による人体への影響も懸念されるところであります。まして、これから希望を持って生きていく子供たち、未来に夢を託す子供たち、この子供たちが健康で長らえるように祈らずにはおられません。

また、私たちが日常食べる米、野菜など、生きていく上で欠かせない食料も汚染され、健康には大丈夫だと、安全だとされますけれども、風評被害で売れない、買ってくれない、そういう事態が起こることが懸念され、生産者の生計にも影響は出てきているところでございます。

そういうことから、今回、教育委員会委員長、農業委員会会長にも議会に出席をいただきまして、それぞれのお立場から災害時の初動、これからの対策についてお伺いをしたいと思います。

さて、今回、私の質問は2点ございます。一つは、3月11日に発生した地震による災害対策についてでございます。二つには、町の将来像についてということで、町長にお考えを伺いたいと思います。

まず、3月11日に発生いたしました災害対策から伺います。

町長は、地震発生直後、迅速に町の対策本部を設置し、また職員はマニュアルの手順に沿って行動を起こし、情報の収集また活動に入ったかと思えます。利根町には地域防災計

画が作成されておりますが、これほどの大規模な災害が発生いたしますと、計画に基づく所定の範囲、災害応急対策を行うなどの初動措置をとるのが大変難しかったかと思えます。その中で職員の皆さん方には、本当によく対応してくれたなと感謝を申し上げたいと思えます。

さて、地震発生からはや3カ月がたとうとしております。町長は、議会でも、いろいろな会合でも被害状況を詳しく情報を提供しておられます。数字を示しながらお話をされております。情報を正しく伝えることに何ら問題はありません。しかし、震災を受けた方々から見るとどうだろうか。

3カ月もたとうとしているときに、被害状況の伝達だけでは、町民のだれもがもとの生活にみずから戻れるように、町長みずから先頭に立って、こういうことをやるんだ、こういうことをやる、ああいうこともやると、その復興の兆しが見えるように、いろいろと手を打つ発言が大事ではないでしょうか。

昨日の答弁の中でも、本部長は、これは町長でございますが、席を立てはだめだと、そのようなことを言うておられますけれども、町独自ではどうにもならない、関係機関に一日も早く働きかけ、町民の生活を守ることを第一に行動を起こすことが大事かと思えます。利根川堤防の亀裂にしても、早く行動を起こせば起こすほど早く措置される。私は利根町の行動は大変遅かったというふうに感じております。このままでいって、仮復旧はしたというふうにお話はされていますけれども、これからの増水時期に水害が起きたらどうするんですか、大変私は心配しておりますところでございます。

また、もう一つ、きのうの答弁の中でちょっと気になったのは、ニュータウンの冠水の問題で、県事業の遊水池事業を進めることによって解決するというようなことを言うておられますけれども、これでは遅いんですね。町がみずから何かその方法を考えるべきであって、そういう方法は、ここにおられる管理職の皆さんの知恵をかりれば、いろいろな事業がありますから必ずできる、私はそのように思っております。言っていることはちょっと余計なことかも知れませんが、自分の質問に入りたいと思えます。

それでは、第1点目、被害家屋の調査について伺います。

6月3日、それからまたきのうの被害状況について、町長の方からお話がございました。全壊が22棟、大規模半壊が29棟、半壊が45棟、一部損壊が1,006棟、合計いたしまして1,102棟がいろいろな形で被害を受けたというふうに報告されております。

私はこの数字は物すごく動くのかなと思っております。というのは、罹災証明を申請に行かない人が、これ大勢いるのですよ。でも罹災証明書の必要性というのは、いまだよくわからない。町の支援制度等があればいいわけでありませけれども、今の公的資金あるいはまた地震保険等の内容から見れば、この罹災証明書が本当に役立つという意味は薄い、そのように私は感じております。

さて、5月の10日、臨時議会を開いております。私は緊急一般質問をいたしました。そ

のときに、被害家屋の調査は税務課職員が行っていると、ご答弁がございました。何ゆえ専門の知識を持たない人に、専門の知識を持った建築主事、利根町は建築主事は置いておりませんけれども、そのような知識を持った人に委託をして調査をしないのかというようなことを、まず第1番目に伺います。

以下の質問は自席で伺ってまいります。よろしくお願いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、井原議員の3月11日に発生した地震による災害対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の被害家屋の調査について、どのように調査したかのご質問でございますが、基本的には内閣府が作成した災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づきまして、地震による被害調査として第1次調査、第2次調査、第3次調査と行うわけでございますが、地震後翌日から調査対策部の職員が外観目視による1次調査を数日かけて行い、被災家屋の大枠での総数を把握したところでございます。

さらに2次調査として、被災者から調査の申請があった家屋について、外観目視及び内部立ち入り調査により、損傷状況の把握、傾斜ぐあい、部位別の調査を行っております。

また、2次調査までの調査判定で申し立てがあった場合は、3次調査として再度内部調査等を行っております。

調査につきましては、現時点でも多くの申請があり、担当職員はほぼ毎日出向している状況でございます。

また、道路、公園、下水については、地震発生直後から班編成をしまして、町の重立った幹線等の調査を実施しております。

被害額等ということでございますので、続きまして、農産物及びその施設の被害調査につきましては、3月17日に共同利用施設（JA倉庫等）については、3月23日に調査を行いました。

8番（井原正光君） その質問の内容については農業委員会対象ということになっておりまして、その辺は農業委員会関係からお願いします。

町長（遠山 務君） それでは、先ほどの、なぜ専門家を頼まなかったということでございますが、一番液状化のひどかったニュータウンにつきましては、県からの専門家に来ていただきまして、風の公園の前のひどい状況、被害の大きかったところについては専門家に約40件調査をしていただいたという経緯がございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） それでは質問をいたします。

一応利根町では以前、耐震診断を取り組んできましたね。この診断は、先ほど申し上げましたように、建築にそれぞれの知識を持った方に行ってもらって、そのときに、いろいろとぐらっと来たら危ないよと言われているおうちが相当あったと思うのです。今回のこ

の大きな大震災、あるいはまたうちは危険であるか、危険でないかというものの判定、その法的な根拠は建築基準法でしょう。ですから、その法にのっとった知識を有する人が、その家が危ないのかどうなのか、そういう判定をすべきなんです。

税務課職員は、何と言いますか、罹災証明書までの発行等については、それはそれでいいんですけども、ただ、税務課職員は新築家屋の評価だけでしょう。税金等を徴収するための評価、つまり項目が全然違うのです。この建築基準法によるところを補助するのは、家を安全の確認からする申請をしているんですね。ですから、こういう知識がある者をやるのかは、こういうことです。

だから、利根町におきましても、今回の震災を受けて自分の家が本当に今後も住んで、住み続けていられるのかどうなのか、2番目の方で支援制度のことも申し上げますけれども、果たしてこのまま住み続けて安全なのかどうか、それが皆さんは知りたいのですよ。

ただ、あなたの家は全壊ですよ、半壊ですよ、一部損壊ですよ、ではお金が出ますので、そういうものばかりではないのです。本当に知りたいのは、果たして自分の家が常に住んでいけるのかどうなのか、そしてそのお金をもとにして補修をしたらいいのかどうなのか、そういうことで非常に悩んでいるんです。ですから、私がお聞きしているのですよ。

税務課職員だけでそこまで指導しますか。ここの家は危ないですよと、全壊ですよ、あるいは半壊ですよと、一部損壊と大規模半壊の間、少し微妙なんですけれども、その点について税制面とその支援面、災害を支援面からの観点でしょう、今町でやっているのは。住民が一番知りたいのはそうじゃないんです。そこにいて、その家が安全であるか、安全でないかを知りたい。どうですか、その辺、ご答弁願います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほど申し上げましたとおり、一番被害の大きかったニュータウンについては専門家に来ていただいてやっていただいたということで、利根町全体をそのような状況で専門家に調査していただくというのは、困難であると決断しまして、その場所だけ、一番被害の大きかった場所だけやっていただいたということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 一番に被害が大きかったと言いますけれども、それがいわゆるこういう知識を持った人が判定するんです。町長、あなたが判定するわけじゃないんです。税務課が判定するわけではないんです。

今回の地震によった被害で今一番問題になっているのは、災害区域に指定するのかどうか、ここを将来家を建てられるのかどうなのかということが、今災害については大きな問題なのです。

利根町だから、面積が小さいから、ここが液状化現象だよと、じゃあこれは全損だから国からあるいは町から県がこういう見舞金をくれると、幾らもらえる、そればかりではないのですよ。本当の意味というのは、その家、その場所に長く住めるかどうか、それ

が住民が一番知りたいところなんですよ。

ですから、今、3カ月以上もたっているんですね。ですから、町長がさっき、現場を見てきました、そういうふうに言いましたけれども、そこに行ったときの状況を見れば、これはいけない、これは直ちに地域を調査しなければならないなど、こういうふうに思わなければならないでしょう。だらだらだと3カ月も来ちゃった。それで、今からはやらないよと、今からだって遅くないでしょう、どうですか、お考えをお聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 県内44市町村あるわけですが、各首長と会議等で話し合いをしているのですが、そのような対応をしている市町村はほとんどないということになります。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） そのような対応をしている市町村がなければ、なおさら利根町はやるんですよ。一生懸命、この利根町を長らえるために子ども手当も大幅にアップしてやっているじゃないですか。利根町をよくしたいと思うんだったら、即実行することですよ。大したお金はかかりませんよ。どうですか、お聞きいたしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 予算的な問題、どのくらいかかるか試算もしておりませんし、ただ、先ほど申し上げましたとおり、そこまでやる状況にはないということになります。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 町長がやらないと言うならそれまでですけども、まずは住民がどういうふうに判断するかということですね。何しろトップがやる気がなかったら何もできないわけですから、大変不幸な町長を選んだ責任は重いと言うしかない。

さて、こればかりやっているわけにはまいりませんので、2番目の部分に移ります。2番目は、町の支援制度についてでございます。

この町の支援制度、いろいろと今回の一般質問の中でもお話されているところでございまして、この内容を見ますと、公的支援金では災害生活再建法に基づく制度で、全壊が幾らだとか、基礎支援が幾らやるとか、合計いたすと幾らだと載っていますね。

全損、大規模半壊、半壊まではまあ幾らか出るのですね。しかし一部損壊、これは出ない。これを見ますと、本当に生活再建という言葉にはほど遠い、私は見舞金程度なのかと思っています。これでは修理代も出ない、そう思います。

地震保険でちょっと見ますと、全壊の場合は契約金額の100%出る。大規模半壊の場合では契約金の50%が出るようになる。半壊の場合には出ない。一部損壊の場合は契約金額の5%、これはいずれも時価限度額ですよ、時価限度額、この……時価限度でこういうふうに出る。これはよその各県、いろいろと地震の多い県、あるいはこういった県におけるいろいろあるんで、その各県によって契約金額が全然違うのですね。

例えば一例で1,000万円で契約したと。契約金額が1,000万円、すると掛け金はどのくらいか、これは一律ではありませんから、平均でというか、そういうふうに申しますと、木造家屋で3万6,000円からある、非木造家屋で1万6,900円からある。このようになるんですね。

ですから、1,000万円入っていて全損の場合はしようがないのかな、それから、公的支援を合わせると、家をどうするか家族でもって考える会議になるんですね。

ところがこの一部損壊の場合は契約金5%ですから、幾らもならないのですね。しかも公的資金もない、これではどうしていいかわからないですよ。

先ほど言ったように、自分の家を修理していいものかどうなのか、もちろん蓄えがあると思います。それ相応の、しかし皆さんそれぞれ老後の資金なのです。そこでもって果たして自分の家に、息子に奥さんがいない、住んでもいない、老夫婦だけが住む家を見て直しちゃっていいのかどうなのか、大変私はこれが.....している。

ですから、その知識を持った建築主事にその判断をあおいで、その個々の皆さんに判断してもらって、それが一番いいのではないかとということでもって、先ほどお願いをしたわけでございます。

なお、今回、町長の方から見舞金制度なるものが追加されました。一部損壊の場合は、ここには損壊と書いてなかったですね、一部破損と書いてありましたが、この場合は1万円という数字が出ておりますけれども、私はやはり1万円をばらまくよりは、きのうから出ています農産物云々のものでも、事業費の概算が2億1,000万円とかと書いてありますね。今回の補正額は2,100万円、ちょうど倍なんですよ。1万円を配ろうとしている数字が、この2億1,000万円という数字を見ると10倍、10万円なのです。

これは、仮に、例えば一部損壊だからと配る必要はないので、やはり家を補修したいな、そういう思いがある人、それを補助した方がいいのかなと思っています。

先ほどいろいろ支援制度の話も出ておりましたけれども、改めて、私は角度を変えてこの耐震診断、この地震に対しましてこの耐震診断により危険だな、そういう判定されたお家の方が、しかも一部損壊等で被害を受けられた方が自分の家を直すんだと、そういう方に補助する制度を創設した方がいいと思ったのですけれども、町長、いかがでしょう、お聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） そういう考えは、今の町の財政状況ではございません。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今、財政状況をお話されましたね。これは、遠山町長、あなたのときに、あなたの在籍期間に一番やられなかったことがこの財政なんですよ。私のときに財政状況を好転させたんです。それなのに、今あなたの口から財政云々の話、私聞こうとは思わなかったね。

それはそれでいいでしょう、やらないならやらないでも結構なんですけれども、しかし、これだけ大規模災害が起きている中で住民が望んでいるのは、そういう支援制度なんです。ですから、町長が言う百年、いや千年に一度の大震災かもわかりませんよ。財政が破綻したって何ですか、いいじゃないですか、利根町は一度、三十七、八年ですか、財政破綻をしているんですから。それだって今日こういう形で立ち直って精いっぱいやっているじゃないですか。

財政破綻という数字、簡単におっしゃいましたけれども、幾ら財政出動すると財政破綻するのですか。ちょっとその経緯は別にして。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 財政破綻ということではありますが、幾らと今申されても答弁のしようがありません。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 財政破綻は、蓄えがなくなったとき財政破綻しているのですよ。そんなことがわからないのですか。蓄えがなくなって、その税が動かなければ、これは赤字になるんですよ。あんた、全然財政のことを考えていないですね。それはそれでいいでしょう。大変認識が甘いというか、困りますね。

さて、では30分を過ぎまして、次にまいります。次は瓦れきの処理ですね。

これがまたいろいろと問題があるところですね。きのうもいろいろお話を伺っていましたが、こういう大震災のときですから、瓦れきというのは、これは行政が処理すべきなんでしょうね。いろいろと、だから、私もやりましたよ。自分の道の前にうっちゃってやろうかと思いました。そうすれば行政は何年後かすれば片づけるだろう。それはやめろよと、やめてくれよと、何がおもしろいことか言いました。こういう大震災の場合は、町が処理すべきなのですよ。

今もまだ瓦れきをいろいろな、瓦れきの山が個人の宅地内にあるんですね。その現状をどう思いますか。そこを聞きたい。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 4月の、さっき言ったように、いろいろな町の対応等をリーフレットにより流したところですが、その中では4月の末までということですが、昨日も答弁したとおり、住民が災害で困っているときには、4月の末までということ限定しないで、6月、7月、また住民が困って相談に来た場合は、柔軟に対応しろよと指示したところですが。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） その柔軟に対応したという、柔軟の対応の内容というのはどうなんでしょうか、それが知りたい、教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） その住宅の瓦れきと判断できれば、町の職員が行って立ち会って、今の立木の1.36ヘクタールのところに廃棄していただくということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） あそこはもと処分場建設を予定した場所で、あそこに捨てられているいろいろなもの、あれはほんの一部なんですね。この災害で本当に機転のきく人ときかない人とで大きな差が出てしまう。機転のきく人というのは、早く行政に頼んでそれを処理してもらったけれども、機転のきかない人は、まだ揺れるから、危ないからとそのまましておく、そういったために、自分の庭の片隅で重なっている状態、いっぱいあるのですよ。町の中へ行けばわかるとおり、まだまだブルーシートがいっぱい重なっている。これは災害のですね。ここから発生する瓦れき等はどうなんですか。あそこへ捨ててというか、ストックしてもいいのでしょうか、お伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

8番（井原正光君） 議長、私、町長が質問に対して全部。

環境対策課長（蓮沼 均君） 井原議員のご質問にお答えします。

今、町長がお話したとおり、4月いっぱいまで瓦れきということで、危険性のある瓦れきを搬入していただきました。それで、また町内に予約です、予約、4月中にどうしてもできなかった方に対して、5月いっぱい。

8番（井原正光君） いいよ、議長。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 5月いっぱいとか何とかじゃないんですよ。今、ブルーシートが乗せてある、そういう家屋から出た瓦れきをどうする、これ1年もかかるんですよ。2年もかかるかもわからないのですよ。それを聞いているんですよ。5月とか6月の話じゃないんですよ。

今からだっていろいろな支援制度がもらえるのでしょうか。公的にやれば。町から1万円を、幾らでも、そうしたら、お金が入れば、じゃあ屋根でも直そうかということになった場合、その出た瓦れきはどうするんだと、それを聞いているんですよ。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） その場合においては、いつまでも、1年も2年もあその場所を瓦れきの廃棄場所として受け入れるわけにはいきませんので、どこかで一線を引くしかないなと思っております。

家に置いてある瓦れきということでございますが、その瓦れきを家に置いてあって差し支えないと判断してその家の方は置いてあると思うので、もしどうして邪魔であれば、町の方で相談に乗りたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 狭いうちの庭に置いてあるものが邪魔だとか、邪魔じゃないとか、

それは邪魔ですよ。なければいいんですよ。ですから、再三言うように、公的資金や地震保険が出た場合に、じゃあ屋根でも直そうかと、これ半年先か1年先かわからないでしょう。それを今4月だ5月だなんて、そういう年内に区切ること自体が、私はおかしいと言っているんですよ。どうでしょう、答弁を求めます。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 直すとすれば業者に頼んで直すわけですから、それは業者も当然その廃棄料も当然お客様に請求するわけでございますので、その業者に頼んだ方が払うような形になろうと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） そこが問題なのですよ。いかに住民負担を軽くしてやるかというのが行政の考えるところなんですよ。違いますか。

次に移りますけれども、時間がなくなってきましたから。

4番目は関係機関への連絡についてでございますけれども、3月11日地震発生からきのうまで、町長はどういう機関に行かれて、町のこの災害について、こういうことは少し危ないから手伝ってくれよとか何か、そういうふうによ請、あるいは連携をしたのでしょうか。その辺、ちょっとお伺いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

まず、道路関係の被害については、地震発生の深夜、12日の午前1時ごろに建設業協会長に応急対応の依頼をいたしております。

水道関係では、11日の夕刻までに配水施設や給水設備の被害が甚大であることが確認できたため、早急に県の対策本部へ自衛隊の給水支援の要請を行い、同時に日本水道協会関東支部へ給水車等の派遣要請を行いました。

自衛隊、日本水道協会関東支部とも、すぐの手配はつかないとのことでございましたが、翌日の12日の朝になりまして日本水道協会関東支部より連絡があり、京都市の上下水道局の手配が可能とのことで、派遣を依頼したという経緯がございます。

京都市上下水道局の応援部隊（隊員11名）の方は、12日午後11時ごろ当町に到着し、13日の早朝から利根ニュータウンを中心に、16日まで応急給水活動を実施していただきました。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今の私の聞き方が余り壮大によるものでしたので、これは町長の答弁はそうだと思います。

私が一番心配したのは、利根川堤防の亀裂なんです。先ほどもちょっと申しました。これは、町長が出向いて行って実際にお話ししないと、国土交通省なんかなかなか動かないですよ。

利根町、私はまだ説明は聞いていなかったのですけれども、本当に災害を受けたときにどうするのか、水害が起きたらどうするのか、水道というものは、2日か3日、3日ぐらいでもって収束したのか。町長は貯水池の貯水槽の問題や何かでもって漏る状態、こういう大きな問題、関係機関とは大きな機関を言うのです。水道とか、そういうのじゃないんですよ、これはいいです。

10分しかありませんから、せっかくきょうこちらにお出でになっていただいたので、二人に少し議事録の方に載せなければいけませんから、質問させていただきたいと思います。

次に、教育委員会、農業委員会、消防の消防団の初動について、お考えを聞かせていただきたいと思います。

実はこの間の臨時議会のときに、教育長の方からお話をお聞きしたんですが、就任して間もないとか何とかということもあるでしょうけれども、委員会が開催されなかった。これは農業委員会のときも同じなのですから、どうもその辺の危機感がどうなのか、そういうふうに私思ったものですから、その辺について、きょうは委員長あるいは会長からちょっとその辺の件について、両委員会ともどういう行動をとられたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思って呼び出したわけです。

まずは委員長から、次に会長ということをお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 教育委員会委員長高田義人君。

教育委員会委員長（高田義人君） 井原議員のご質問にお答えいたします。

地震に対する災害対応について、教育委員会としての初動についてとの質問でございますが、たまたまでございますけれども、私は4月1日に教育委員に就任し教育委員長になったということで、地震が発生したときは、私はまだ委員長として就任する前のことでございました。しかし、教育委員会という組織でございますので、当然その代表としまして、他の教育委員や事務局職員から聴取し調べた内容をもって私からお答えいたします。

教育委員会としては、地震発生後、まず当然のことながら学校の児童生徒の安全を第一に考えまして、小中各校に安全確認を行いました。もちろん災害時の最前線における学校においては、校長がその指揮官として指揮をとるということは当然のことでございますし、また、学校ごとに危機対応マニュアルも整備されてございます。

その結果、各校とも日ごろの避難訓練のとおり、全校の児童生徒をグラウンドの安全な場所にまず集合させまして、全員の安全を確認しました。あわせて教職員の無事も確認しております。

その後、児童生徒一人一人の帰宅について、二次的なトラブルに巻き込まれることがないように、細心の注意を払うように指示をしました。

小学校におきましては、教職員の付き添いにより集団下校で、あるいは保護者の出迎えにより無事に帰宅させました。

中学生については、教室や廊下の一部が倒壊したり、教師による危険箇所の立哨及び安

全誘導により全員無事に帰宅させることができました。

同時に、教育委員会の管轄する学校以外の施設、生涯学習センター、公民館、図書館、コミュニティセンター等の状況を把握し、利用者及び職員の無事を確認できました。

設備面においても同時に調査を始めまして、その結果、何力所かの損傷箇所が徐々に判明いたしました。

その後は、町長からも先ほど説明があったとおりでございます。

地震の翌日は土曜日、次の日は日曜日でございますして学校は休みでございます。週明けの14日の月曜日は、小中学校とも児童生徒の安全を考え臨時休業としております。

また、学校以外の施設につきましても、利用者の安全のため、当面の間、休業することに決定いたしました。

15日には、臨時校長会及び学校給食運営協議会を開催し、その後の学校運営について、また給食について協議を行いました。

期末の終了式が小中学校とも3月24日と間近に迫っておりまして、及び給食が実施不能であるという事情を勘案し、各校とも終了式まで半日授業といたしました。

各教育委員とは、都度連絡をとりながら執り進めましたが、3月18日に教育委員会を招集、開催しまして、状況の詳細説明を行い、その後の対処方針について協議をいたしました。

教育委員会の開催が18日となりましたことでございますが、これは当時、申し上げにくいのですが、教育委員長がちょっと体調を悪くしたということ、教育長を除きますとご婦人が2名だけという事情、それからこういう非常時には常勤であります教育委員会のメンバー、スタッフを多数擁している教育長が、先見的に事態が落ち着くまでは対応するというので、教育委員会規則としても決めておりますので、初動においては何らなかったかと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 続きまして、農業委員会会長薄井近一君。

農業委員会会長（薄井近一君） 申し上げます。

井原議員の農業委員会の初動についてのご質問にお答えいたします。

農業委員会の初動ですが、5月に行われました臨時議会にて井原議員より質問があり、事務局長が答弁したとおり、当農業委員会による組織的な初動はありませんでした。

しかし、私の指示により茨城県農業会議に対し、事務局より3月22日に原子力発電所関連被害状況要請事項といたしまして、ハウレンソウの出荷停止に伴う補償の検討、放射能情報の報道についての風評被害への配慮及び農業用水・排水施設の災害復旧予算の確保、また農業者戸別所得補償制度の交付金単価の現状維持について、茨城県農業会議を通じて全国農業会議所に要望しております。

また、3月23日に茨城県農村環境課からの依頼により、農山漁村被災者緊急受け入れ調査を各農業委員に依頼し、農家住宅の空き家状況の調査を行っております。

現在でも、各農業経営者の方々から農業委員及び農業委員会事務局に対して、被害に関する要望等がありましたら、その都度対応していく所存であります。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今、お二人からそれぞれのお話をいただきました。なれない大災害の中で大変だったろうと思います。

学校の児童生徒につきましては、先ほどから線量の話が出ておりますけれども、これは線量云々、線量は何ミリシーベルトどうのこうのというよりも、零コンマいかかゼロゼロであれば、通常が零コンマゼロ以下ですから、その数字になるぐらい危機管理に対しては持って行っていただきたいと思うのですね。

もう一つ、これは先ほどいろいろな機器の設置が5カ所だとか、小学校3校と中学校と生涯学習センターに設置したと。もう一つ、学校はこれでいいんですよ。子供たちを守る意味からは、幼稚園なんかはどうなんですか、そこが一番大切なんですよ。

ですから、今、情報は恐らく町長の耳に入っていると思うのですけれども、若いお母さんたちは知りたいと、毎日でもいいから知りたいと、でないこの町から出ていくという、そういう不安が出ているのですね。ですから、その辺も含めて、なぜ5カ所なのか。生涯学習センターよりも幼稚園、保育所の方がいいんじゃないですか。どうしてそういうところを設定しないのか。これは時間がないからお聞きしませんけれども、要はそういうような配慮が足りない、それだけ多いとしても、線量云々に対するどうのこうのと言っていますけれども、これ1日何ミリシーベルト受ければどうのこうのと言っていましたけれども、受けないのが一番いいんですよ。

我々成人の受けたものは、エックス線がどうの、アメリカのニューヨークへ行った飛行機の中で受けているのどうのと言っていますけれども、子供たちは受けない方がいいんです。子供たちがそういうエックス線か何かを受けて、それが常時受けて何十年もたったときの状況というのがわからないじゃないですか。子供たちは成長しているのですよ、日々、細胞が分裂しているのですよ。その細胞の核の中に入っちゃったら、遺伝子が壊れたらどうなるの、だれもわからないじゃないですか。

そういう意味で、即この防災無線なり何なり使って、有効に使って、全町民に知らせる。聞こえない、聞こえるの話がありましたけれども、これはだれでも聞いているのですから、若いお母さんたちは非常に關心を持っている、そういうところでひとつ設置を目指してほしい、お願いします。お願いというのは一般質問ではおかしいですけども、答えは要りません。

それから、農業委員会につきましても、きのうは浄化センターからの焼却灰からの高い高濃度が出たと。これは5月の24日の新聞に出たあれですね、茨城県でも利根町の浄化センターが一番高いんですよ。あそこの流している水は、以前は、ことし渇水時期ではありませんからいいんですけども、利根川へ多く流しているんです。あれが農業用水にも流

す場合がありますね。

それから、あそこに今換気扇をこの中に入れた、焼却灰でいっぱいなんです。持っているきょうがないでしょう。今までは持っていついていた。そこから常に放射能が飛散しているんです。それは新聞に出た翌日に私も問い合わせちゃんと聞きました。どうしたらいいです、どうしようもないですと。どうしようもないからその周辺に住むといいですか、この町を管轄する行政がそれをいち早くみんなに知らせて、ここは危険ですよと、なるべくだったら近づかないようにというのが普通じゃないですか。

その近くからは、幼稚園も小学生でも中学生もいるんですよ。農業ばかりでないんです。教育もそういう形で何らかの形で影響を受ける。これを頭の中に置いて、ひとつ今後の教育行政をやってください。そのようにお願いをしたいと思います。

時間がありません。次に、町長の将来像、これについて伺っていきたくて考えております。

これにつきましては、私も今まで町長に就任したときもありますから、いろいろ聞きづらい、あるいは言いいづらい面もあるでしょうけれども、私も今までこの町をどうしたらいいのかということで、学校の統廃合を含めた中で、あるいは水道も県南水道の加入を進めたり、ありとあらゆることをやってきた。この利根町に若者が住む、若者が生活できる雇用の方が欲しいということで、私は最終的に見つけた、その前段に学校統合というものがあるわけなんです。

この跡地利用をどうするか、その跡地利用をいかに利用するかが行政の手腕なのです。ところが馬券売り場と今の大学、これが通ってきたのですよ。でも私は……より幅広く利用したい、それで県や国の承認を得てからのこの議論でも遅くないという形で、これを。先を無理した経緯があるんです。

今回、大学が決定したようでありますけれども、それでは、将来も利根町に若者が住む、あるいは生活の場としての働く場所の地べたがなくなっちゃったなど大変私は残念に思っておるところでございます。

それで、今回私は議会に出馬するときに考えたのは、小中高一貫校の実施。先ほどでしたか、教育長の方からいわゆる生徒がふえて2学級にするんだよと嬉しいお話もありましたけれども、まだまだ足りない、35人、36人の攻防をやっているようなことで、1学級を2学級にする境の話でございますので、私は学校を今から議論を持ち出して、どうしていくか、これ町民に意見を私は聞き、またそれから生まれた公共用地をいかに町の若者のために使うかと、いかに町の自主財源のために使うか、町長、これなんです、いいですか、自主財源の確保というのは。

目の前にあるものを手を伸ばしてもなかなか、これは実際の形にはできないです。いざれ長い時間がかかるのですよ。そういうことでいろいろやってまいりました。また地域産業活性化基本計画もつくりまして、いろいろやってきました。それから、先ほども言いまし

たように、経常収支比率も大変よくないですね。このよくなった分というのは、やはり建設事業では全部サービスに使えるわけですから、財政運営というのは一つの目安としては経常収支比率の向上、これは一番のいいことなのかなと、私は今でも思っておるところでございます。

いろいろ私のPRでなくて聞きたいのは、私もようやく利根町の議員にならせていただいたので、この町がさらなる変身されるように、私は大いに望むと同時に、またその活動をしてまいりたいと思っております。

その中で、町長は利根町の将来像をどのように描いているのか。いろいろお考えを持っておられると思います。町長の考えている、思い描く将来像とはどんなものなのか、その大綱をお聞かせいただきたいと思います。

私もこの町に、利根町に何が必要なのか、何が大事なのか、また、私ども議員、私、議員としてどうしたら今後の利根町がよくなるか、町長の回答を聞いて、今後の私の議員活動の根源としていきたいと考えておりますので、どうぞお聞かせをいただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 私の公約にもある「子育て環境の良いまちづくり」を中心とした、また住民の健康増進、疾病予防等、それに今回の大震災のような災害にも耐え得るようなまちづくり、簡単に言えばそのようなまちづくりをしたいと思っております。

議員も4年間町長をやられて、財政問題いろいろ苦労されて削減したわけですが、議員が町長になられたのは17年の7月24日からだと思いますが、16年から17年にかけての予算ですね、17年の予算は私がつくったものでありまして、約4億円の減額を見込んでおります。それを、井原町長が誕生したときに累積まで合わせて24億円、25億円の減額をするというようなことではありますが、その20億円は私がしたと思っております。

また、先ほど災害見舞金条例等々とおっしゃいましたが、災害見舞金条例については、利根町にはそういうものはございませんで、私が就任してつくったということでもあります。

それで、災害見舞金条例というのは、つくった当時は全焼、並びに半焼しかなかったのです。井原議員ご承知であろうと思いますが、井原議員が在任中に今回の地震を見込んで全壊、大規模半壊、半壊等に見舞金を出すというような条例もつくってございませぬし、それは要綱で追加する分には議会の承認を要らないということでございますので、急遽、災害対策本部で、会議で、要綱を追加するという追加した次第もございませぬし、また、先ほど浄化センターの焼却灰の濃度が高いということでございますが、浄化センターの宅地内で各所で放射線量をはかっておりますので、国が1ミリシーベルトの基準値以下でございますので、子供たちにあそこの周りに行くなというような、余計不安をあおるようなことはおっしゃらないでいただきたい。そのように思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で井原正光君の質問が終わりました。
これにて通告による一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

午後 2 時 4 6 分休憩

午後 3 時 0 0 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第 2、本日追加提案されました議員提出議案第 4 号 東日本大震災の被災者救援・被災地域復旧のための支援を求める決議についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員井原正光君。

8 番（井原正光君） 議員提出議案第 4 号

平成23年 6 月 9 日

利根町議会議長 五十嵐辰雄 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 利根町議会議員 | 井原正光 |
| 賛成者 | 利根町議会議員 | 白旗 修 |
| 同 | 同 | 今井利和 |
| 同 | 同 | 新井邦弘 |
| 同 | 同 | 高木博文 |
| 同 | 同 | 若泉昌寿 |
| 同 | 同 | 高橋一男 |
| 同 | 同 | 守谷貞明 |
| 同 | 同 | 坂本啓次 |
| 同 | 同 | 花嶋美清雄 |
| 同 | 同 | 船川京子 |

議員全員であります。

東日本大震災の被災者支援・被災地域復旧のための支援を求める決議について
上記について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

まず、議案の提案理由でございます。

この度の東日本大震災では利根町におきましても震度 5 弱を記録し、社会基盤を成す公共インフラが破損するなど、町民生活や経済活動などに大きな支障が生じています。

これらの被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、出荷制限やこれに伴う風評被害を受け、農業者は大きな打撃を受けると同時に、今後の営農継続にも先の見

えない不安を抱えています。

今回の大地震・大津波による災害及び原子力発電所事故については、各地方自治体で対応できる災害対策レベルをはるかに超えているものです。

利根町議会としましても、国の強力な支援の下、地震・大津波による被災者、原子力災害被災者の救援及び復興対策を進めるよう国に対し強く要望し、決議するものであります。決議の内容でございます。

東日本大震災の被災者支援・被災地域復旧のための支援を求める決議

平成23年3月11日、宮城県沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、国内観測史上最大となるマグニチュード9.0を観測、東北を中心に北海道から関東に至る広範囲にわたり強い揺れに見舞われた。

巨大地震が引き起こした大津波は、人々の尊い命をはじめ、長い年月をかけて築き上げた家屋や財産を一瞬にして奪い取っていった。

また、地震によって誘発された福島原子力発電施設の壊滅的被害は、周辺自治体の住民にも避難を強いるとともに、放射能漏れによる人的影響、社会経済や教育への不安など、日本全体を混乱させている。

現在、犠牲となられた方々や行方不明となられた方は2万3,000人を超え、自宅を失った多くの被災者は不自由な避難生活の中で、一刻も早い心と体のケアが求められている。

当町においても液状化現象が発生し、道路・水道・家屋等が被害を受けた。

利根町議会は、町長の生命、財産を守ることが自治体の最優先の課題であることを改めて胸に刻み、町民の安全・安心の実現のため、行政とともに全力を尽くすことを表明するとともに、政府におかれては、行方不明者の一刻も早い捜索、被災者への支援、生活再建へ万全の対策、更に原子力発電施設の事故による拡大防止と、一層の危機管理体制の構築に取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成23年6月9日

茨城県北相馬郡利根町議会

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

本案については、賛成議員が全員でありますので、質疑及び討論を省略し、原案のとおり決定することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、本日追加提案されました議員提出議案第5号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書についてを議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員高木博文君。

4番（高木博文君） 議員提出議案第5号

平成23年6月9日

利根町議会議長 五十嵐辰雄 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 利根町議会議員 | 高木博文 |
| 賛成者 | 利根町議会議員 | 今井利和 |
| 同 | 同 | 花嶋美清雄 |
| 同 | 同 | 白旗修 |
| 同 | 同 | 船川京子 |

大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書について
（提案理由）

長寿世界一を誇る日本は、近年高齢化が進み、一層医療と福祉・介護の充実が求められています。ところが社会保障費抑制政策の下で、医療現場や福祉・介護の第一線では、長時間・過密労働を強いられています。看護師などの夜勤交替制勤務者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やし、安全・安心の医療・介護を実現するために、日本においても先進国並みの水準に到達すべきことを求め、意見書の提出を提案いたします。

意見書案を朗読いたします。

大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策の下でも、医師、看護師などの懸命な努力で支えられてきました。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどで、医師・看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人手不足になっています。医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、全国各地で医師や看護師等の不足が深刻化しています。

看護師などの夜勤交替制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人手を大幅に増やして、安全・安心の医療・介護を実現することが大切になっています。医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について国・県に要望します。

1. ILO看護職員条約に基づき、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間、勤務間隔を12時間以上とすること。
2. 医療、社会保障予算を先進国（OECD）並みに増やし、医師・看護師・介護職員

等を大幅に増やすこと。

3. 国民（患者・利用者）の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月9日

茨城県北相馬郡利根町議会

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣

総務大臣 茨城県知事

これらについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

なお、この意見書にかかわる陳情が、茨城県医療労働組合連合会から利根町議会あてに出され、議会運営委員会において陳情として出されてはいるけれども、それは議会に対する意見書を求めるものであると。関係する厚生文教常任委員会で検討し、その対処を図るべきとの決定をいただき、本議会初日に厚生文教常任委員会を開催し、その内容について吟味いたしました。

そこでほぼ一致した意見で、本議会においてこの意見書を採択すべきではないかという声が集まり、私が代表し提出者となり、そして賛同人、厚生文教常任委員、五十嵐議員は議長でありますので省いておりますが、連名で提出したものであります。そのことをつけ加えておきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案第5号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

午後 3 時 1 3 分散会